

災害時における旧リサイクル研修ステーションへの避難車両の駐車に係る覚書

旧リサイクル研修ステーションの駐車場（以下「駐車場」という。）の一部を、災害時に
いて、住民の自家用車の一時避難場所及び一時集合場所として利用するにあたり、木津川市
（以下「甲」という。）と木津町区（以下「乙」という。）は、以下のとおり覚書を締結する。

第1条（使用目的）

甲の地域に風水害に係る気象警報又は乙の地域に避難情報が発令された場合で、乙の地域
の浸水想定区域内に居住する者が車両で一時的な避難をするとき、又は一時集合場所とし
て利用するときに使用するものとする。

第2条（使用要領）

- （1）避難可能台数は、最大6台とする。
- （2）利用者は、避難車両に乗車していることを原則とする。やむを得ず利用者が、車両か
ら離れる場合は、別紙「避難車両表示標」を避難車両のフロントガラスに外部から明瞭
に見える場所に掲示するものとする。
- （3）避難車両の駐車場所は、別紙「避難車両表示標」裏面に記載する場所とする。
- （4）旧リサイクル研修ステーションの業務に影響がでないよう、乙は甲から避難車両の移
動の要請を受けた場合、その指示に従うものとする。
- （5）駐車場内での駐車に伴う事故等については、当事者間で責任を負うこととし、甲は一
切の責任を負わないものとする。

第3条（使用前後の通報）

- （1）乙は、避難車両を駐車場に入れようとする際、事前に避難する車両台数、人員数を甲
が設置する木津川市災害警戒本部へ通報するものとする。
- （2）乙は、第1条の目的が達せられ駐車場の利用が終了した場合、速やかに、甲へ通報す
るものとする。

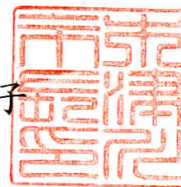
第4条（その他）

- （1）この覚書の改正・廃止は、甲又は乙が事前に相手側に通知しない限り、その効力を持
続するものとする。
- （2）この覚書に疑義を生じた場合及び定めのない事項については、その都度、甲、乙協議
して定めるものとする。

令和3年9月9日

甲 木津川市長

河 井 規 子



乙 木津町地域長

駒 井 幸 夫



No.

避難車両

連絡先（ ）

—

—

旧リサイクル研修ステーション利用時の注意事項

- 1 連絡先(名前)及び連絡が取れる電話番号を記載して下さい。
- 2 フロントガラスから見える場所に掲示してください。
- 3 右図の示された場所
以外に駐車しないで
下さい。
- 4 駐車場内での事故は、
当事者間で処置をして
下さい。

